

薬第369-19号
平成26年5月16日

各保健福祉事務所長 様

健康福祉部長 片野 清明
(薬務課)

薬局等構造設備規則第1条第1項第15号及び同規則第2条第1項第12号に規定する「県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備」について

「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第8号)の公布により、薬局等構造設備規則(昭和36年厚生省令第2号。以下「新構造設備規則」という。)が改正されました。新構造設備規則第1条第1項第15号及び新構造設備規則第2条第1項第12号において、「営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には、都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために、必要な設備を備えていること。」とあります。そこで、「県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備」については、下記のものとししましたので、御了知の上、適切に対処いただくとともに、関係者への周知をお願いいたします。

なお、(一社)群馬県薬剤師会、(一社)群馬県登録販売者協会及び群馬県医薬品登録販売者協会の長あて、別途通知済みであることを申し添えます。

記

画像又は映像をパソコン等により県の求めに応じて直ちに電送できる設備として知事が認めるもの

薬第369-19号
平成26年5月16日

(一社)群馬県薬剤師会長
(一社)群馬県登録販売者協会会長
群馬県医薬品登録販売者協会会長

} 様

群馬県健康福祉部長 片野 清明
(薬務課)

薬局等構造設備規則第1条第1項第15号及び同規則第2条第1項第12号に規定する「県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備」について

日頃から、本県の薬務行政の推進にあたり御協力いただき、ありがとうございます。

さて、「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第8号)の公布により、薬局等構造設備規則(昭和36年厚生省令第2号。以下「新構造設備規則」という。)が改正されました。新構造設備規則第1条第1項第15号及び新構造設備規則第2条第1項第12号において、「営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には、都道府県知事又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために、必要な設備を備えていること。」とあります。そこで、「県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備」については、下記のものとししましたので、御了知の上、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

記

画像又は映像をパソコン等により県の求めに応じて直ちに電送できる設備として知事が認めるもの